

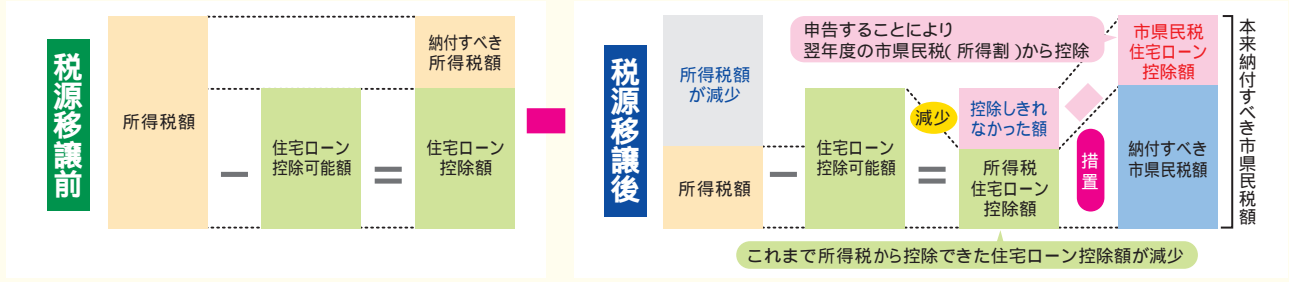
所得税から 住宅ローン控除額を 引ききれなかった人

**市県民税の
申告が必要ですよ!**



**申告期限
平成20年
3月17日(月)
まで**

国から地方への税源移譲により、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市県民税(所得割)から控除できます。



平成20年以降、市県民税の住宅ローン控除を受けるためには、毎年申告が必要です。

市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
①所得税の確定申告をしない人	源泉徴収票を添付して、平成20年1月1日現在、住んでいる市町村へ提出してください。 ※申告書に「年末残高」の記載が必要。
②所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書とともに、税務署へ提出してください。 ※申告書に「居住年月日」の記載が必要。

※①に該当する人は、平成20年1月4日(金)から市民税課で申告を受け付けます。

住宅ローン 控除



Q 「市県民税の住宅ローンの控除額の金額はどう決まるの？」

A 「市県民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q 「どうした場合に、市県民税の住宅ローンの控除の対象となるの？」

A 給与所得者の人については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、市県民税の住宅ローン控除の対象となります。

問い合わせ先 市民税課(☎0848676031 FAX0848676132)

4545)
0848676137
0848676137
0848676137
0848676137
0848676137
0848676137
0848676137
0848676137
0848676137
0848676137

と	き	内容
6日(木)	10時~	本会議：開会
10日(月)		本会議：一般質問
11日(火)		
12日(水)		常任委員会
13日(木)		
14日(金)		
17日(月)	14時~	補正予算特別委員会
18日(火)		本会議：閉会
19日(水)		
21日(金)		

次の日程で、市議会の12月定例会が開催されます。
市議会は公開していません。傍聴の受け付けは、会議開始時間の30分前から議会事務局で行います。

定員 本会議：45人
各委員会：5人程度

※いずれも、申し込み多数の場合は抽選。

平成19年12月

市議会定例会 会議日程(予定)